

(案)

契 約 書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、健康増進法に基づく子宮がん・乳がん検診（その２）（集団検診）（単価契約）について、次のとおり契約を締結する。

（事業の委託）

第１条 甲は、次に掲げる事業の実施について、乙に委託する。

- （１）子宮がん検診（集団方式）
- （２）乳がん検診（マンモグラフィ検査を含む、集団方式）
- （３）結果通知発送
- （４）（１）及び（２）の実施に伴う受付事務及び岡山市保健所及び保健センター条例（平成６年市条例第２７号）第３条に定める使用料（自己負担金）の徴収事務

（事業の実施）

第２条 乙は、受託した事業の実施に当たり関係法令の規定を遵守するとともに、実施上の細目については、仕様書及び岡山市健康増進事業等実施要領に基づき、その業務を行うものとする。

（委託期間）

第３条 委託業務の履行期間は契約日から令和６年３月３１日までとする。

（契約保証人）

第４条 乙は、この契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延利息、違約金その他の損害金を支払うこと及びこの契約による債務を履行しない場合に乙に代わって自ら債務を履行することを保証するため、契約保証人１人以上を立てなければならない。

- ２ 前項の契約保証人は、乙と同等以上の資力及び資格能力を有する者でなければならない。
- ３ 乙は、契約保証人を立てるときは、所定の様式による保証人承認願を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- ４ 乙は、前項の承認があったときは、契約保証人に、この契約締結の日までに保証契約書を作成の上、記名押印させなければならない。
- ５ 乙は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、他の契約保証人を立てなければならない。

（契約保証人の義務）

第５条 前条の契約保証人は、この契約から生ずる一切の債務を保証しなければならない。

（手数料及び予定数量）

第６条 甲は、次に掲げる単価（消費税及び地方消費税相当額を含む）に各件数を乗じて得た額を合計した額を乙に支払うものとする。

項目	１件当たりの単価	予定数量	予定送金額
子宮がん検診（頸部検査）	円	630 件以内	円
乳がん検診（視触診＋マンモグラフィ１方向撮影）	円	530 件以内	円
乳がん検診（視触診＋マンモグラフィ２方向撮影）	円	100 件以内	円
受付事務	円	17 件以内	円

２ 乙は、岡山市保健所及び保健センター条例第３条に定める次に掲げる使用料を徴収し、徴収した使用料は速やかに甲へ納めること。

- | | |
|----------------------|----------------|
| （１）子宮がん検診（頸部検査） | 自己負担金額 2,220 円 |
| ただし、昭和２９年４月１日以前生まれの者 | 自己負担金額 720 円 |

(2) 乳がん検診（視触診＋マンモグラフィ1方向撮影） 自己負担金額 500 円

(3) 乳がん検診（視触診＋マンモグラフィ2方向撮影） 自己負担金額 500 円

3 受診者が次の券を持参した場合は、自己負担金を無料とする。

(1) 前項第2号の検診 無料券

(2) 前項第1号及び第3号の検診 無料クーポン券又は無料券

(手数料の請求)

第7条 乙は、毎月委託業務を完了したときは、速やかに甲の指示した様式の報告書を作成し、甲による検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格した場合、前条の規定により算定した額について、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づく乙の請求書を受領した日から原則として30日以内に支払うものとする。

(債務不履行)

第9条 甲又は乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合は、相当の期間を定めて催告を行い、その期間中に履行がない場合は、本契約を即時解約できるものとする。

2 甲又は乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、前項による解約の有無にかかわらず、当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとする。

(損害賠償及び損失補填)

第10条 委託業務により第三者に損害が生じたときは、甲は乙と協議し、責任をもって第三者との折衝・交渉等の処理にあたるものとする。

2 前項の規定により甲が履行した賠償については、乙に故意又は重大な過失のない限り、甲は乙に対して求償しないものとする。

3 事業に協力した乙が事故等で第三者から損害賠償の訴えを提訴されたときは、甲は訴訟参加等により乙に協力するものとし、乙が損害賠償しなければならないときは、乙に故意又は重大な過失のない限り、甲において損害賠償を行うものとする。

4 甲は、事業に関連して乙の責めに帰すべきでない事由により生じた事故により、乙が医業上の不利益その他の損失を被ったときは、その損失を補償し、又は損失の発生するおそれがあるときは、それを防止するために適切な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、業務を遂行するにあたり知り得た個人情報の漏洩の防止、その他個人情報の保護に関して甲と同様の責務を負うものとする。

2 甲、乙は別に「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方誠意をもってその都度協議し定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

乙